

山形市地域防災計画修正案 (新旧対照表)

令和5年8月9日

山形市防災会議

山形市地域防災計画新旧対照表 第1章 総則 第4節 山形市の概況

【現計画7ページ～】

現行計画	修正案	修正理由等																																																												
第4節 山形市の概況 第1 (略) 第2 社会環境 1～4 (略) 5 公園 (令和3年3月31日現在) 公園緑地課 <table><tr><td>区 分</td><td>総 数</td><td>街区公園</td><td>近隣公園</td><td>そ の 他</td></tr><tr><td>公園数</td><td>236</td><td>180</td><td>21</td><td>35</td></tr><tr><td>面 積</td><td>397.07 ha</td><td>41.14 ha</td><td>23.83 ha</td><td>332.10 ha</td></tr></table> 6 病院及び診療所 (平成3年4月1日現在) 保健総務課 <table><tr><td>区 分</td><td>総 数</td><td>病 院</td><td>診 療 所</td><td>歯科診療所</td></tr><tr><td>院 数</td><td>410 院</td><td>17 院</td><td>252 院</td><td>141 院</td></tr><tr><td>ベッド数</td><td>5,151 床</td><td>5,053 床</td><td>98 床</td><td>—</td></tr></table>	区 分	総 数	街区公園	近隣公園	そ の 他	公園数	236	180	21	35	面 積	397.07 ha	41.14 ha	23.83 ha	332.10 ha	区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯科診療所	院 数	410 院	17 院	252 院	141 院	ベッド数	5,151 床	5,053 床	98 床	—	第4節 山形市の概況 第1 (略) 第2 社会環境 1～4 (略) 5 公園 (令和5年3月31日現在) 公園緑地課 <table><tr><td>区 分</td><td>総 数</td><td>街区公園</td><td>近隣公園</td><td>そ の 他</td></tr><tr><td>公園数</td><td>237</td><td>181</td><td>21</td><td>35</td></tr><tr><td>面 積</td><td>398.12 ha</td><td>41.25 ha</td><td>23.83 ha</td><td>333.04 ha</td></tr></table> 6 病院及び診療所 (令和5年4月1日現在) 保健総務課 <table><tr><td>区 分</td><td>総 数</td><td>病 院</td><td>診 療 所</td><td>歯科診療所</td></tr><tr><td>院 数</td><td>408 院</td><td>17 院</td><td>252 院</td><td>139 院</td></tr><tr><td>ベッド数</td><td>5,067 床</td><td>4,986 床</td><td>81 床</td><td>—</td></tr></table>	区 分	総 数	街区公園	近隣公園	そ の 他	公園数	237	181	21	35	面 積	398.12 ha	41.25 ha	23.83 ha	333.04 ha	区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯科診療所	院 数	408 院	17 院	252 院	139 院	ベッド数	5,067 床	4,986 床	81 床	—	データの時点修正 データの時点修正
区 分	総 数	街区公園	近隣公園	そ の 他																																																										
公園数	236	180	21	35																																																										
面 積	397.07 ha	41.14 ha	23.83 ha	332.10 ha																																																										
区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯科診療所																																																										
院 数	410 院	17 院	252 院	141 院																																																										
ベッド数	5,151 床	5,053 床	98 床	—																																																										
区 分	総 数	街区公園	近隣公園	そ の 他																																																										
公園数	237	181	21	35																																																										
面 積	398.12 ha	41.25 ha	23.83 ha	333.04 ha																																																										
区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯科診療所																																																										
院 数	408 院	17 院	252 院	139 院																																																										
ベッド数	5,067 床	4,986 床	81 床	—																																																										

現行計画				修正案				修正理由等
7 産 業				7 産 業				組織改編による課名 変更のため データの時点修正
山形ブランド推進課・雇用創出課・農政課				ブランド戦略課・産業政策課・農政課				
商 業 (平成 28 年経済センサス活動調査 卸売・小売業産業格付編) (飲食業は平成 28 年経済センサス 活動調査)	区 分	店 数	従事者数	商 業 (平成 28 年経済センサス活動調査 卸売・小売業産業格付編) (飲食業は平成 28 年経済センサス 活動調査)	区 分	店 数	従事者数	
	卸売業	902 店	9,119 人		卸売業	902 店	9,119 人	
	小売業	1,964 店	14,527 人		小売業	1,964 店	14,527 人	
	飲食業	1,420 店	8,545 人		飲食業	1,420 店	8,545 人	
	合 計	4,428 店	32,191 人		合 計	4,428 店	32,191 人	
工 業 (令和元年工業統計調査)	工 場 数		339 カ所	工 業 (令和 3 年経済センサス活動調査)	工 場 数		305 カ所	
	従事者数		11,538 人		従事者数		10,682 人	
農 業 (令和 2 年農林業センサス)	農業戸数		3,232 戸	農 業 (令和 2 年農林業センサス)	農業戸数		3,232 戸	
	農業就業人口総数		3,114 人		農業就業人口総数		3,114 人	

山形市地域防災計画新旧対照表 第2章 災害予防計画 第6節 避難行動要支援者対策計画

【現計画25ページ～】

現行計画	修正案	修正理由等
第6節 避難行動要支援者対策計画 (略) 第1 (略) 第2 要支援者への支援体制 (略) 1 山形市の推進体制 (略) ① 「庁内関係課」とは母子保健課、長寿支援課、介護保険課、生活福祉課、障がい福祉課、<u>家庭支援課</u>及び防災対策課とする。 ②～④ (略) 2～3 (略) 4 要支援者名簿の作成、更新及び管理 (略) ア (略) イ 名簿の記録媒体 名簿は電子データで作成し、長寿支援課が管理するものとする。 ウ～キ (略) 5～8 (略) (略) (1) 全体計画	第6節 避難行動要支援者対策計画 (略) 第1 (略) 第2 要支援者への支援体制 (略) 1 山形市の推進体制 (略) ① 「庁内関係課」とは母子保健課、長寿支援課、介護保険課、生活福祉課、障がい福祉課、<u>こども家庭支援課</u>及び防災対策課とする。 ②～④ (略) 2～3 (略) 4 要支援者名簿の作成、更新及び管理 (略) ア (略) イ 名簿の記録媒体 名簿は電子データで作成し、長寿支援課が管理するものとする。<u>ただし、令和6年1月以降、新基幹システムが稼働した後は、庁内関係課において、避難行動要支援者システムにより電子データで名簿を作成し管理するものとする。</u> ウ～キ (略) 5～8 (略) (略) (1) 全体計画	課名変更のため 新基幹システム稼働に伴う事務運用の変更に伴う追加

現行計画	修正案	修正理由等
9 福祉避難所の確保 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した避難所として、次節に定めるところにより、福祉避難所を確保する。	9 福祉避難所の確保 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した避難所を確保するものとする。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の確保等に努めるものとする。 福祉避難所の指定については、次節に定めるところによる。	R4 防災基本計画及び R4 山形県地域防災計画の修正

山形市地域防災計画新旧対照表 第2章 災害予防計画 第7節 避難所及び避難場所の整備

【現計画30ページ～】

現行計画	修正案	修正理由等
第7節 避難所及び避難場所の整備 (略) 第1 避難所及び避難場所の指定 1～3 (略) 4 市避難所及び市避難場所の整備等 (略) (1)～(9) (略) 第2～第4 (略) 第5 避難所及び避難場所の周知等 1～3 (略)	第7節 避難所及び避難場所の整備 (略) 第1 避難所及び避難場所の指定 1～3 (略) 4 市避難所及び市避難場所の整備等 (略) (1)～(9) (略) <u>(10) ペット同行避難者に配慮したペット飼養スペースの設置等の環境整備</u> 第2～第4 (略) 第5 避難所及び避難場所の周知等 1～3 (略) 第2 (略) <u>4 車中避難場所</u> <u>災害時の避難において、プライバシーの確保やペットの世話、感染症対策など様々な理由により、指定避難所ではなく車中泊を選択する避難者に対し、車中避難場所の周知をするとともに、車中避難の際のエコノミー症候群や熱中症等の対策への十分な周知を図る。</u> <u>また、車中避難が長期にならないよう市避難所等への避難を促すよう努める。</u>	ペット同行避難者への対応に伴う修正 車中避難者への対応に伴う修正

山形市地域防災計画新旧対照表 第2章 災害応急対策計画 第8節 災害時用備蓄の充実
【現計画35ページ～】

現行計画	修正案	修正理由等																				
第8節 災害時用備蓄の充実 (略) 第1～第2 (略) 第3 公助備蓄の推進 (略) 1 公助備蓄の内容 自宅からの持参が困難と思われる高齢者、障がい者及び乳幼児に配慮した食料及び生活必需品のほか停電時に対応するための資機材を整備する。 <table><tr><th>区分</th><th>備蓄の内容</th></tr><tr><td>食料</td><td>高齢者等用食料、乳児用液体ミルク等</td></tr><tr><td>生活必需品</td><td>毛布、非常用携帯トイレ</td></tr><tr><td>感染症対策品</td><td>マスク、消毒液、体温計、段ボールパーテーション等</td></tr><tr><td>資機材</td><td>発電機、投光器、燃料携行缶、コードリール</td></tr></table> 2～3 (略) 第4 (略)	区分	備蓄の内容	食料	高齢者等用食料、乳児用液体ミルク等	生活必需品	毛布、非常用携帯トイレ	感染症対策品	マスク、消毒液、体温計、段ボールパーテーション等	資機材	発電機、投光器、燃料携行缶、コードリール	第8節 災害時用備蓄の充実 (略) 第1～第2 (略) 第3 公助備蓄の推進 (略) 1 公助備蓄の内容 自宅からの持参が困難と思われる高齢者、障がい者及び乳幼児に配慮した食料及び生活必需品のほか停電時に対応するための資機材を整備する。 <table><tr><th>区分</th><th>備蓄の内容</th></tr><tr><td>食料</td><td>高齢者等用食料、乳児用液体ミルク等</td></tr><tr><td>生活必需品</td><td><u>生理用品</u>、毛布、非常用携帯トイレ</td></tr><tr><td>感染症対策品</td><td>マスク、消毒液、体温計、段ボールパーテーション等</td></tr><tr><td>資機材</td><td>発電機、投光器、燃料携行缶、コードリール</td></tr></table> 2～3 (略) 第4 (略)	区分	備蓄の内容	食料	高齢者等用食料、乳児用液体ミルク等	生活必需品	<u>生理用品</u> 、毛布、非常用携帯トイレ	感染症対策品	マスク、消毒液、体温計、段ボールパーテーション等	資機材	発電機、投光器、燃料携行缶、コードリール	生理用品の追加に伴う修正
区分	備蓄の内容																					
食料	高齢者等用食料、乳児用液体ミルク等																					
生活必需品	毛布、非常用携帯トイレ																					
感染症対策品	マスク、消毒液、体温計、段ボールパーテーション等																					
資機材	発電機、投光器、燃料携行缶、コードリール																					
区分	備蓄の内容																					
食料	高齢者等用食料、乳児用液体ミルク等																					
生活必需品	<u>生理用品</u> 、毛布、非常用携帯トイレ																					
感染症対策品	マスク、消毒液、体温計、段ボールパーテーション等																					
資機材	発電機、投光器、燃料携行缶、コードリール																					

山形市地域防災計画新旧対照表 第2章 災害予防計画 第9節 避難所及び避難場所の整備

【現計画38ページ～】

現行計画	修正案	修正理由等
第9節 地震災害の予防 (略) 第1 (略) 第2 山形盆地断層帯被害想定 1 長期評価 (略) 【長期評価の概要】 (表略) [算定基準日 令和4年1月1日] 2～3 (略) 第3 (略) 第4 地震情報等の伝達 1 (略) 2 地震情報 (1) 緊急地震速報 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。 また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）を通じて住民に伝達される。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。	第9節 地震災害の予防 (略) 第1 (略) 第2 山形盆地断層帯被害想定 1 長期評価 (略) 【長期評価の概要】 (表略) [算定基準日 <u>令和5年1月1日</u>] 2～3 (略) 第3 (略) 第4 地震情報等の伝達 1 (略) 2 地震情報 (1) 緊急地震速報 気象庁は、最大震度5弱以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>の揺れが予想された場合に、震度4以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。 また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）を通じて住民に伝達される。なお、震度6弱以上<u>または長周期地震動階級4</u>の揺れを予想した緊急地震	データの時点修正 令和5年2月1日の気象庁発表基準変更による修正

現行計画			修正案			修正理由等
注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。 (2) 地震情報の種類と内容			速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。 注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。 (2) 地震情報の種類と内容			「震度・震源に関する情報」と「各地の震度に関する情報」をまとめて「震源・震度情報」に変更したことのよる修正
種 類	発表基準	内 容	種 類	発表基準	内 容	
震度速報	(略)	(略)	震度速報	(略)	(略)	
震源に関する情報	(略)	(略)	震源に関する情報	(略)	(略)	
震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> - 震度3以上 - 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 - 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	震源・震度情報	- 震度1以上 - 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 - 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、 震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・ 地点名 を発表。	
各地の震度に関する情報	・震度1以上	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u>	(削除)	(削除)	(削除)	

現行計画			修正案			修正理由等
		※地震が多発発生した場合には、 <u>震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</u>				
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1 km</u> 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。	推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。	令和 5 年 2 月 1 日の気象庁発表基準変更による修正
長周期地震動に関する観測情報	・ <u>震度 3 以上</u>	<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20 ～ 30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u>	長周期地震動に関する観測情報	・ <u>震度 3 以上</u> ・ <u>震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</u>	<u>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</u>	令和 5 年 2 月 1 日の気象庁発表基準変更による修正
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時</u>	大規模噴火の際にも発表することがある旨の追記

現行計画			修正案			修正理由等
	被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合			被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</u>	<u>間程度で発表</u>	大規模噴火の際にも発表することがある旨の追記
その他の情報	(略)	(略)	その他の情報	(略)	(略)	

山形市地域防災計画新旧対照表 第2章 災害予防計画 第10節 水害の予防

【現計画45ページ】

現行計画	修正案	修正理由等
第10節 水害の予防 (略) 第1 (略) 第2 治 水 市街化の進展に伴い、雨水が流出しやすくなり、その最大量も増大している。このため、中小河川や排水路が氾濫し、内水による被害を受ける地域も増加している。 したがって、これらに対処するため、河川改修事業、排水施設の改良及び下水道事業等を積極的に推進するとともに、在来の排水施設についても浚せつ、流水障害物の除去等を行い、その機能維持に努めるものとする。 1 河 川 (1) 国、県の管理する河川（<u>1、2級河川</u>） 国土交通省及び県との連絡を緊密にし、これらの河川の護岸工事等の河川改修事業、砂防事業を促進するよう要請していくものとする。 2～3 (略) 4 蔵王ダム (略) (1) (略) (2) 洪水警戒体制 県村山総合支庁山形統合ダム管理課長は、山形地方気象台から	第10節 水害の予防 (略) 第1 (略) 第2 治 水 市街化の進展に伴い、雨水が流出しやすくなり、その最大量も増大している。このため、中小河川や排水路が氾濫し、内水による被害を受ける地域も増加している。 したがって、これらに対処するため、河川改修事業、排水施設の改良、及び下水道事業等を積極的に推進するとともに、在来の排水施設についても浚せつ、流水障害物の除去等を行い、その機能維持に努めるものとする。 <u>また、気候変動による影響を踏まえ、洪水氾濫による被害の軽減に資する取組として、流域全体のあらゆる関係者と協働して取り組む「流域治水」を推進する。</u> 1 河 川 (1) 国、県の管理する河川（<u>一、二級河川</u>） 国土交通省及び県との連絡を緊密にし、これらの河川の護岸工事等の河川改修事業、砂防事業を促進するよう要請していくものとする。 2～3 (略) 4 蔵王ダム (略) (1) (略) (2) 洪水警戒体制 県村山総合支庁山形統合ダム管理課長は、山形地方気象台から	R4 防災基本計画及びR4 山形県地域防災計画の修正 表記の適正化

現行計画	修正案	修正理由等
降雨に関する注意報又は警報が<u>発令</u>されたとき、又は、その他洪水が予想されるときは、「山形県蔵王ダム操作規則」に基づき、次の洪水警戒体制をとる。 ア 市及び山形地方気象台、その他関係機関との連絡を密にし、気象及び水象に関する観測を行い、情報の収集にあたる。 イ 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測し、洪水調節計画をたてる。なお、非洪水期間（１１月１日から翌年の６月２２日）にあつては、予備放流水位を定める。 ウ ダムによって貯留された流水を放流することによって、流水の状況に著しい変化を生じ、危害が発生するおそれがあると認めるときは、関係機関に通知するとともに、市民に周知させるため必要な措置をとる。 (3)～(5) (略)	降雨に関する注意報又は警報が<u>発表</u>されたとき、又は、その他洪水が予想されるときは、「山形県蔵王ダム操作規則」に基づき、次の洪水警戒体制をとる。 ア 市及び山形地方気象台、その他関係機関との連絡を密にし、気象及び水象に関する観測を行い、情報の収集にあたる。 イ 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測し、洪水調節計画をたてる。なお、非洪水期間（１１月１日から翌年の６月２２日）にあつては、予備放流水位を定める。 ウ ダムによって貯留された流水を放流することによって、流水の状況に著しい変化を生じ、危害が発生するおそれがあると認めるときは、関係機関に通知するとともに、市民に周知させるため必要な措置をとる。 (3)～(5) (略)	語句の適正化

山形市地域防災計画新旧対照表 第2章 災害予防計画 第12節 土砂災害の予防

【現計画50ページ】

現行計画	修正案	修正理由等
第12節 土砂災害の予防 (略) 第1 (略) 第2 予防対策 1 保全事業 (略) 2 住宅移転の促進 (略) 3 土砂災害の警戒、防止措置 (略)	第12節 土砂災害の予防 (略) 第1 (略) 第2 予防対策 1 保全事業 (略) 2 住宅移転の促進 (略) 3 土砂災害の警戒、防止措置 (略) <u>4 危険な盛土等への対応</u> <u>点検等により危険が確認された盛土等について、各法令に基づき</u> <u>速やかに是正指導を行うものとする。</u>	R4 防災基本計画の 修正

山形市地域防災計画新旧対照表 第2章 災害予防計画 第14節 火山災害の予防

【現計画54ページ～】

現行計画		修正案	修正理由等
第14節 火山災害の予防		第14節 火山災害の予防	
(略)		(略)	
第1 火山災害対策の基本的考え方		第1 火山災害対策の基本的考え方	
1～2 (略)		1～2 (略)	
火山活動に伴い予想される現象及び被害一覧表		火山活動に伴い予想される現象及び被害一覧表	
火山活動	概 要	火山活動	概 要
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる概ね20～30センチメートル以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね2～4キロメートル以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生している。	大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる概ね20～30センチメートル以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。 <u>また、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高い。</u> 被害は火口周辺の概ね2～4キロメートル以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生している。
火砕流 (火砕サージを含む)	高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象である。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速数十キロメートルから百数十キロメートル、温度は数百度にも達する。 火砕流の先端部や周辺部は、火山灰や砂塵を含んだ爆風となっており、この部分を火砕サージと呼ぶ。破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り越えるな	火砕流 (火砕サージを含む)	高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象である。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速 <u>百キロメートル以上、温度は数百度にも達することもあり、破壊力が大きく重要な災害要因となりえる。</u> 火砕流の先端部や周辺部は、火山灰や砂塵を含んだ爆風となっており、この部分を火砕サージと呼ぶ。破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り越えるな

記述の適正化

記述の適正化

現行計画		修正案		修正理由等
	どして火砕流本体よりも広範囲に襲来する。（避難を検討する上では火砕サージを火砕流と区別する必要性は低く、火砕流に含める。）		どして火砕流本体よりも広範囲に襲来する。（避難を検討する上では火砕サージを火砕流と区別する必要性は低く、火砕流に含める。）	記述の適正化
融雪型火山泥流	積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速 <u>60キロメートルを超える</u> こともあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。	融雪型火山泥流	積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速 <u>数十キロメートルに達する</u> こともあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。	
3（略）		3（略）		記述の適正化
第2 火山情報等の発表及び伝達		第2 火山情報等の発表及び伝達		
1 火山情報等の内容及び発表		1 火山情報等の内容及び発表		記述の適正化
(1)～(5)（略）		(1)～(5)（略）		
(6) 火山現象に関する情報等		(6) 火山現象に関する情報等		記述の適正化
噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。		噴火警報・予報、 <u>噴火速報</u> 、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。		
ア 火山活動解説資料		ア 火山活動解説資料		記述の適正化
写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。		写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。		
イ 月間火山概況		イ 月間火山概況		記述の適正化
前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、原則として毎月上旬に発表する。		前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、原則として毎月上旬に発表する。		
ウ 噴火に関する火山観測報		ウ 噴火に関する火山観測報		語句の適正化
噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の <u>発表</u> 時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現		噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の <u>発生</u> 時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現		

現行計画	修正案	修正理由等
象等) を噴火後直ちにお知らせするために発表する。 第3～第8 (略)	象等) を噴火後直ちにお知らせするために発表する。 第3～第8 (略)	

山形市地域防災計画新旧対照表 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部

【現計画81ページ～】

現行計画	修正案	修正理由等																						
第 1 節 災害対策本部	第 1 節 災害対策本部	記述の適正化																						
(略)	(略)																							
第 1 本部の組織	第 1 本部の組織																							
本部の組織は、次のとおりとする。	本部の組織は、次のとおりとする。																							
<table><tr><td colspan="2">構成</td></tr><tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td rowspan="2">本部員</td><td>上下水道事業管理者（本部長付）、病院事業管理者（本部長付）、教育長（本部長付）、消防団長（本部長付）</td></tr><tr><td>総務部長、財政部長、企画調整部長、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、 その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員</td></tr><tr><td>本部職員</td><td>市長部局、上下水道部、市議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会に属するこの市の一般職の職員（臨時的に任用された者以外のもの。）</td></tr></table>	構成		本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	上下水道事業管理者（本部長付）、病院事業管理者（本部長付）、教育長（本部長付）、消防団長（本部長付）	総務部長、財政部長、企画調整部長、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、 その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員	本部職員	市長部局、上下水道部、市議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会に属するこの市の一般職の職員（臨時的に任用された者以外のもの。）	<table><tr><td colspan="2">構成</td></tr><tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td rowspan="2">本部員</td><td>上下水道事業管理者（本部長付）、病院事業管理者（本部長付）、教育長（本部長付）、消防団長（本部長付）</td></tr><tr><td>総務部長、財政部長、企画調整部長、<u>文化スポーツ推進監</u>、市民生活部長、健康医療部長、<u>保健医療監</u>、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、<u>都市政策調整監</u>、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、 その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員</td></tr><tr><td>本部職員</td><td>市長部局、上下水道部、市議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会に属するこの市の一般職の職員（臨時的に任用された者以外のもの。）</td></tr></table>	構成		本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	上下水道事業管理者（本部長付）、病院事業管理者（本部長付）、教育長（本部長付）、消防団長（本部長付）	総務部長、財政部長、企画調整部長、 <u>文化スポーツ推進監</u> 、市民生活部長、健康医療部長、 <u>保健医療監</u> 、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、 <u>都市政策調整監</u> 、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、 その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員	本部職員	市長部局、上下水道部、市議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会に属するこの市の一般職の職員（臨時的に任用された者以外のもの。）	
構成																								
本部長	市長																							
副本部長	副市長																							
本部員	上下水道事業管理者（本部長付）、病院事業管理者（本部長付）、教育長（本部長付）、消防団長（本部長付）																							
	総務部長、財政部長、企画調整部長、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、 その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員																							
本部職員	市長部局、上下水道部、市議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会に属するこの市の一般職の職員（臨時的に任用された者以外のもの。）																							
構成																								
本部長	市長																							
副本部長	副市長																							
本部員	上下水道事業管理者（本部長付）、病院事業管理者（本部長付）、教育長（本部長付）、消防団長（本部長付）																							
	総務部長、財政部長、企画調整部長、 <u>文化スポーツ推進監</u> 、市民生活部長、健康医療部長、 <u>保健医療監</u> 、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、 <u>都市政策調整監</u> 、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、 その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員																							
本部職員	市長部局、上下水道部、市議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会に属するこの市の一般職の職員（臨時的に任用された者以外のもの。）																							
第 2 ～第 7 (略)	第 2 ～第 7 (略)																							

山形市地域防災計画新旧対照表 第3章 災害応急対策計画 第1－1節 災害対策連絡会議

【現計画85ページ～】

現行計画	修正案	修正理由等																
第 1 節 災害対策本部 (略) 第 1 連絡会議の組織 連絡会議の組織は次のとおりとする。 <table><tr><td colspan="2">構成</td></tr><tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td>本部員</td><td>総務部長、財政部長、企画調整部長、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員</td></tr></table>	構成		本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	総務部長、財政部長、企画調整部長、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員	第 1 － 1 節 災害対策連絡会議 (略) 第 1 連絡会議の組織 連絡会議の組織は次のとおりとする。 <table><tr><td colspan="2">構成</td></tr><tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td>本部員</td><td>総務部長、財政部長、企画調整部長、<u>文化スポーツ推進監</u>、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、<u>都市政策調整監</u>、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員</td></tr></table>	構成		本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	総務部長、財政部長、企画調整部長、 <u>文化スポーツ推進監</u> 、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、 <u>都市政策調整監</u> 、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員	記述の適正化
構成																		
本部長	市長																	
副本部長	副市長																	
本部員	総務部長、財政部長、企画調整部長、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員																	
構成																		
本部長	市長																	
副本部長	副市長																	
本部員	総務部長、財政部長、企画調整部長、 <u>文化スポーツ推進監</u> 、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、 <u>都市政策調整監</u> 、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員																	
第 2 連絡会議の設置及び閉鎖 1 設置基準 市長は、本市に次の事態が生じた場合は、連絡会議を設置するものとする。 <table><tr><td>区分</td><td>状況</td></tr><tr><td>地震災害</td><td>市の地域に震度 4 以上の地震を観測した場合</td></tr><tr><td>風水害</td><td>次のいずれかに該当し、副市長、総務部長、都市整備部長、消防長の協議（以下「4 者協議」という。）により状況を総合的に勘案した結果、災害対策連絡会議の設置が必要であると認められた場合</td></tr></table>	区分	状況	地震災害	市の地域に震度 4 以上の地震を観測した場合	風水害	次のいずれかに該当し、副市長、総務部長、都市整備部長、消防長の協議（以下「4 者協議」という。）により状況を総合的に勘案した結果、災害対策連絡会議の設置が必要であると認められた場合	第 2 連絡会議の設置及び閉鎖 1 設置基準 市長は、本市に次の事態が生じた場合は、連絡会議を設置するものとする。 <table><tr><td>区分</td><td>状況</td></tr><tr><td>地震災害</td><td>市の地域に震度 4 以上の地震を観測した場合</td></tr><tr><td>風水害</td><td>次のいずれかに該当し、副市長、総務部長、都市整備部長、消防長の協議（以下「4 者協議」という。）により状況を総合的に勘案した結果、災害対策連絡会議の設置が必要であると認められた場合</td></tr></table>	区分	状況	地震災害	市の地域に震度 4 以上の地震を観測した場合	風水害	次のいずれかに該当し、副市長、総務部長、都市整備部長、消防長の協議（以下「4 者協議」という。）により状況を総合的に勘案した結果、災害対策連絡会議の設置が必要であると認められた場合					
区分	状況																	
地震災害	市の地域に震度 4 以上の地震を観測した場合																	
風水害	次のいずれかに該当し、副市長、総務部長、都市整備部長、消防長の協議（以下「4 者協議」という。）により状況を総合的に勘案した結果、災害対策連絡会議の設置が必要であると認められた場合																	
区分	状況																	
地震災害	市の地域に震度 4 以上の地震を観測した場合																	
風水害	次のいずれかに該当し、副市長、総務部長、都市整備部長、消防長の協議（以下「4 者協議」という。）により状況を総合的に勘案した結果、災害対策連絡会議の設置が必要であると認められた場合																	

現行計画		修正案		修正理由等
	① 市の地域に大雨警報に加えて土砂災害警戒情報など複数の警報が <u>発令</u> されたとき。 ② 台風等により相当な被害が見込まれるとき。 ③ 集中豪雨により局地的被害が発生又は発生が見込まれるとき。		① 市の地域に大雨警報に加えて土砂災害警戒情報など複数の警報が <u>発表</u> されたとき。 ② 台風等により相当な被害が見込まれるとき。 ③ 集中豪雨により局地的被害が発生又は発生が見込まれるとき。	語句の適正化
火災・その他	市長が必要であると判断した場合	火災・その他	市長が必要であると判断した場合	
2～5 (略)		2～5 (略)		語句の適正化
第3～第5 (略)		第3～第5 (略)		
第6 副市長及び関係部長等による4者協議 (略) 1 (略) 2 4者協議の実施 (1) 実施基準 副市長は、本市に次の事態が生じた場合は、4者協議を実施するものとする。		第6 副市長及び関係部長等による4者協議 (略) 1 (略) 2 4者協議の実施 (1) 実施基準 副市長は、本市に次の事態が生じた場合は、4者協議を実施するものとする。		
区分	状況	区分	状況	
風水害	次のいずれかに該当する場合 ① 市の地域に大雨警報に加えて土砂災害警戒情報など複数の警報が <u>発令</u> されたとき。 ② 台風等により相当な被害が見込まれるとき。 ③ 集中豪雨により局地的被害が発生または発生が見込まれるとき。	風水害	次のいずれかに該当する場合 ① 市の地域に大雨警報に加えて土砂災害警戒情報など複数の警報が <u>発表</u> されたとき。 ② 台風等により相当な被害が見込まれるとき。 ③ 集中豪雨により局地的被害が発生または発生が見込まれるとき。	語句の適正化
3～5 (略)		3～5 (略)		
第7 (略)		第7 (略)		

山形市地域防災計画新旧対照表 第3章 災害応急対策計画 第2節 防災支部

【現計画89ページ～】

現行計画	修正案	修正理由等																																																
第2節 防災支部 (略) 第1 (略) 第2 開設場所 (略) <table><tr><th>地区</th><th>箇所数</th><th>開設場所</th></tr><tr><td rowspan="7">第1～10地区</td><td rowspan="7">7所</td><td><u>山形まなび館（第1、4地区）</u></td></tr><tr><td>東部公民館（第5、8地区）</td></tr><tr><td>南部公民館（第6地区）</td></tr><tr><td>西部公民館（第2）</td></tr><tr><td>北部公民館（第3、9地区）</td></tr><tr><td>霞城公民館（第10地区）</td></tr><tr><td>江南公民館（第7地区）</td></tr><tr><td>コミュニティセンター管轄区域</td><td>20所</td><td>各コミュニティセンター</td></tr><tr><td>合計</td><td>27所</td><td></td></tr></table> 第3 (略) 第4 市職員の配備 (略) 1 配備する指名職員 <table><tr><th>区分</th><th>配備する指名職員</th></tr><tr><td><u>山形まなび館</u></td><td>中央公民館職員及び原則、当該施設のある地区に居住する職員</td></tr><tr><td>各公民館（中央、元木公民館を除</td><td>各公民館職員及び原則、当該施設</td></tr></table>	地区	箇所数	開設場所	第1～10地区	7所	<u>山形まなび館（第1、4地区）</u>	東部公民館（第5、8地区）	南部公民館（第6地区）	西部公民館（第2）	北部公民館（第3、9地区）	霞城公民館（第10地区）	江南公民館（第7地区）	コミュニティセンター管轄区域	20所	各コミュニティセンター	合計	27所		区分	配備する指名職員	<u>山形まなび館</u>	中央公民館職員及び原則、当該施設のある地区に居住する職員	各公民館（中央、元木公民館を除	各公民館職員及び原則、当該施設	第2節 防災支部 (略) 第1 (略) 第2 開設場所 (略) <table><tr><th>地区</th><th>箇所数</th><th>開設場所</th></tr><tr><td rowspan="7">第1～10地区</td><td rowspan="7">7所</td><td><u>やまがたクリエイティブシティセンターQ1（第1、4地区）</u></td></tr><tr><td>東部公民館（第5、8地区）</td></tr><tr><td>南部公民館（第6地区）</td></tr><tr><td>西部公民館（第2）</td></tr><tr><td>北部公民館（第3、9地区）</td></tr><tr><td>霞城公民館（第10地区）</td></tr><tr><td>江南公民館（第7地区）</td></tr><tr><td>コミュニティセンター管轄区域</td><td>20所</td><td>各コミュニティセンター</td></tr><tr><td>合計</td><td>27所</td><td></td></tr></table> 第3 (略) 第4 市職員の配備 (略) 1 配備する指名職員 <table><tr><th>区分</th><th>配備する指名職員</th></tr><tr><td><u>やまがたクリエイティブシティセンターQ1</u></td><td>中央公民館職員及び原則、当該施設のある地区に居住する職員</td></tr><tr><td>各公民館（中央、元木公民館を除</td><td>各公民館職員及び原則、当該施設</td></tr></table>	地区	箇所数	開設場所	第1～10地区	7所	<u>やまがたクリエイティブシティセンターQ1（第1、4地区）</u>	東部公民館（第5、8地区）	南部公民館（第6地区）	西部公民館（第2）	北部公民館（第3、9地区）	霞城公民館（第10地区）	江南公民館（第7地区）	コミュニティセンター管轄区域	20所	各コミュニティセンター	合計	27所		区分	配備する指名職員	<u>やまがたクリエイティブシティセンターQ1</u>	中央公民館職員及び原則、当該施設のある地区に居住する職員	各公民館（中央、元木公民館を除	各公民館職員及び原則、当該施設	施設名称変更に伴う修正 施設名称変更に伴う修正
地区	箇所数	開設場所																																																
第1～10地区	7所	<u>山形まなび館（第1、4地区）</u>																																																
		東部公民館（第5、8地区）																																																
		南部公民館（第6地区）																																																
		西部公民館（第2）																																																
		北部公民館（第3、9地区）																																																
		霞城公民館（第10地区）																																																
		江南公民館（第7地区）																																																
コミュニティセンター管轄区域	20所	各コミュニティセンター																																																
合計	27所																																																	
区分	配備する指名職員																																																	
<u>山形まなび館</u>	中央公民館職員及び原則、当該施設のある地区に居住する職員																																																	
各公民館（中央、元木公民館を除	各公民館職員及び原則、当該施設																																																	
地区	箇所数	開設場所																																																
第1～10地区	7所	<u>やまがたクリエイティブシティセンターQ1（第1、4地区）</u>																																																
		東部公民館（第5、8地区）																																																
		南部公民館（第6地区）																																																
		西部公民館（第2）																																																
		北部公民館（第3、9地区）																																																
		霞城公民館（第10地区）																																																
		江南公民館（第7地区）																																																
コミュニティセンター管轄区域	20所	各コミュニティセンター																																																
合計	27所																																																	
区分	配備する指名職員																																																	
<u>やまがたクリエイティブシティセンターQ1</u>	中央公民館職員及び原則、当該施設のある地区に居住する職員																																																	
各公民館（中央、元木公民館を除	各公民館職員及び原則、当該施設																																																	

現行計画		修正案		修正理由等
く。)	のある地区に居住する職員	く。)	のある地区に居住する職員	
各コミュニティセンター	原則、当該施設のある地区に居住する職員	各コミュニティセンター	原則、当該施設のある地区に居住する職員	
第５～第８（略）		第５～第８（略）		

山形市地域防災計画新旧対照表 第3章 災害応急対策計画 第2－1節 市避難所

【現計画 93 ページ～】

現行計画	修正案	修正理由等
第2－1節 市避難所 本節は、災害時において市避難所を開設し運営するための計画である。災害の危険から市民の生命又は身体の安全を確保するため、市は、震度4以上の地震が発生した場合又は災害対策本部若しくは災害対策連絡会議において決定した場合のほか、避難指示等を発令する場合に市避難所を開設する。 市避難所を開設する場合、指名職員を配備し、関係団体と連携しながら運営を行う。 なお、地区避難所での避難生活が数日間に及ぶ場合は、避難者の安全を確保するため市避難所へ移動を促すものとする。 また、<u>令和2年度における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ</u>、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。 第1～第8 (略)	第2－1節 市避難所 本節は、災害時において市避難所を開設し運営するための計画である。災害の危険から市民の生命又は身体の安全を確保するため、市は、震度4以上の地震が発生した場合又は災害対策本部若しくは災害対策連絡会議において決定した場合のほか、避難指示等を発令する場合に市避難所を開設する。 市避難所を開設する場合、指名職員を配備し、関係団体と連携しながら運営を行う。 なお、地区避難所での避難生活が数日間に及ぶ場合は、避難者の安全を確保するため市避難所へ移動を促すものとする。 また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難所における避難者の過密抑制や十分な換気など感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。 第1～第8 (略)	R3 防災基本計画及びR3 山形県地域防災計画の修正

山形市地域防災計画新旧対照表 第3章 災害応急対策計画 第4節 気象情報の発表・伝達

【現計画101ページ～】

現行計画			修正案			修正理由等
第4節 気象情報の発表・伝達			第4節 気象情報の発表・伝達			
(略)			(略)			
第1 予報及び警報等の発表			第1 予報及び警報等の発表			
1 (略)			1 (略)			
2 一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報			2 一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報			
(1) 種類			(1) 種類			
種 類		概 要	種 類		概 要	
特 別 警 報	大雨特 別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険がせまっているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	特 別 警 報	大雨特 別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険がせまっているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	記述の適正化
	大雪特 別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		大雪特 別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。	記述の適正化
	暴風特 別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		暴風特 別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。	記述の適正化
	暴風雪 特別警 報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		暴風雪 特別警 報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	記述の適正化
警 報	大雨警 報	(略)	警 報	大雨警 報	(略)	

現行計画				修正案				修正理由等
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等より河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる重大な災害として、</u> 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。			洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等より河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		記述の適正化
	(略)		(略)					
	注 意 報	大雨注意報	(略)		注 意 報	大雨注意報	(略)	
		洪水注意報	河川の <u>上流部</u> での降雨や融雪等により増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。			洪水注意報	河川の <u>上流域</u> での降雨や融雪等により増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
(略)		(略)						
(2) 発表基準				(2) 発表基準				
ア (略)				ア (略)				
イ 警報および注意報				イ 警報および注意報				
山形市	府県予報区	山形県		山形市	府県予報区	山形県		
	一時細分区域	村山			一時細分区域	村山		
	市町村等をまとめた地域	東南村山			市町村等をまとめた地域	東南村山		
警報	(浸水大害)	表面雨量指数基準	11	警報	(浸水大害)	表面雨量指数基準	11	
	雨(土砂災害)	土壌雨量指数基準	104		雨(土砂災害)	土壌雨量指数基準	104	
	洪水	流域雨量指数基準	立谷川流域=19.6、本沢川流域=13.3、貴船川流域=4.5		洪水	流域雨量指数基準	立谷川流域=19.6、 村山高瀬川流域=13.5、野呂川流域=6、本沢川流域=13.5、龍山川流域=7.3、貴船	

山形地方気象台の発表基準変更に伴う修正。			
----------------------	--	--	--

現行計画				修正案				修正理由等	
							<u>川流域=4. 6、富神川流域 6. 6、藤沢川流域=4. 3、松尾川流域 6. 8、後明沢川流域=5. 6、遅沢川流域=4. 3</u>		山形地方気象台の発表基準変更に伴う修正。
		複 合 基 準 (※)	本沢川流域= (7, 11)			複 合 基 準 (※)	本沢川流域= (7, 11)、 <u>藤沢川流域 (5, 3. 7)</u>		
		指定河川洪水予報による基準	<u>最上川上流 [長崎]、須川下流 [鮎洗]、須川上流 [坂巻・石堂]</u>			指定河川洪水予報による基準	<u>須川下流 [鮎洗]、須川上流 [坂巻・石堂]</u>		
	暴風	平均風速	18m／s	暴風	平均風速	18m／s			
	暴風雪	平均風速	18m／s 雪を伴う	暴風雪	平均風速	18m／s 雪を伴う			
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 30 cm	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 30 cm	
			山沿い	12 時間降雪の深さ 40 cm			山沿い	12 時間降雪の深さ 40 cm	
	波浪	有義波高			波浪	有義波高			
	高潮	潮位			高潮	潮位			
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	6		大雨	表面雨量指数基準	6	
土壌雨量指数基準			86	土壌雨量指数基準			86		
洪水		流域雨量指数基準	<u>立谷川流域=15. 6、本沢川流域=10. 6、貴船川流域=3. 6</u>	洪水	流域雨量指数基準	<u>立谷川流域=15. 6、村山高瀬川流域=10. 8、野呂川流域=4. 8、本沢川流域=10. 8、龍山川流域=5. 8、貴船川流域=3. 7、富神川流域=5. 2、藤沢川流域 3. 5、松尾川流域=5. 4、後明沢川流域=4. 4、遅沢川流域=3. 5</u>			

現行計画				修正案				修正理由等	
		複 合 基 準 (※)	本沢川流域= (5, 8. 5)				馬 見 ケ 崎 川 流 域 =(5, 19. 9) 、 村 山 高 瀬 川 流 域 =(5, 10. 8)、 野 呂 川 流 域 =(5, 4. 8)、 須 川 流 域 =(5, 19)、 本 沢 川 流 域= (5, 8. 6)、 龍 山 川 流 域 (5, 5. 8)、 富 神 川 流 域 =(5, 4. 2)、 藤 沢 川 流 域 =(5, 2. 6)、 遅 沢 川 流 域 =(5, 3. 3)	山形地方気象台の 発表基準変更に伴 う修正。	
		指定河川洪水予報 による基準	須川下流 [鮎洗], 須川 上流 [坂巻・石堂]				指定河川洪水予報 による基準		須川下流 [鮎洗]、須川 上流 [坂巻・石堂]
	強風	平均風速	12m／s		強風	平均風速	12m／s		
	風雪	平均風速	12m／s 雪を伴う		風雪	平均風速	12m／s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪 の深さ 15 cm	大雪	降雪の深さ	平地		12 時間降雪 の深さ 15 cm
			山沿い	12 時間降雪 の深さ 25 cm			山沿い		12 時間降雪 の深さ 25 cm
	波浪	有義波高			波浪	有義波高			
	高潮	潮位			高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により浸水等の被害が予想される 場合			融雪	融雪により浸水等の被害が予想される 場合			
濃霧	視程	100m		濃霧	視程	100m			
乾燥	①最少湿度 30% 実効湿度 65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、 風速 10m/s 以上			乾燥	①最少湿度 30% 実効湿度 65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、 風速 10m/s 以上				
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ 30 cm以上 で肘折 (アメダス) の積雪 100 cm以上 ②山形地方気象台の日平均気温 5℃以上 で肘折 (アメダス) の積雪 180 cm以上 ③山形地方気象台の日最高気温 5℃以上 で肘折 (アメダス) の積雪 300 cm以上 12 月は日降水量 30 mm以上で肘折 (ア			なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ 30 cm以上 で肘折 (アメダス) の積雪 100 cm以上 ②山形地方気象台の日平均気温 5℃以上 で肘折 (アメダス) の積雪 180 cm以上 ③山形地方気象台の日最高気温 5℃以上 で肘折 (アメダス) の積雪 300 cm以上 ④12 月は日降水量 30 mm以上で肘折 (ア				

現行計画			修正案			修正理由等		
		メダス) の積雪 100 cm以上			メダス) の積雪 100 cm以上			
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが 平年より 4 ～ 5℃以上低い日 が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が－7℃以下、又は－ 4℃以下で平均風速 5m/s 以上の時 ②日平均気温が－3℃以下が数日 続くとき		低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが 平年より 4 ～ 5℃以上低い日 が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が－7℃以下、又は－ 4℃以下で平均風速 5m/s 以上の時 ②日平均気温が－3℃以下が数日 続くとき			
	霜	早霜，晩霜期におおむね最低気温 2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施 する)		霜	早霜，晩霜期におおむね最低気温 2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施 する)			
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が－2℃より 高い場合		着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が－2℃より 高い場合			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	記述の適正化
※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。								
警報・注意報基準一覧表の見方								
(1)～(5) (略)								
(6) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。								
(7)～(11) (略)								
(12) この基準は令和 2 年 8 月 6 日現在のものである。								
3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等								
キキクル等の種類と概要								
種 類	概 要							
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 1 0 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害							

修正案			記述の適正化
		メダス) の積雪 100 cm以上	
低温		夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが 平年より 4 ～ 5℃以上低い日 が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が－7℃以下、又は－ 4℃以下で平均風速 5m/s 以上の時 ②日平均気温が－3℃以下が数日 続くとき	
霜		早霜，晩霜期におおむね最低気温 2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施 する)	
着氷・着雪		大雪注意報の条件下で気温が－2℃より 高い場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm
※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。			
警報・注意報基準一覧表の見方			
(1)～(5) (略)			
(6) 大雨警報・注意報 の土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。			
(7)～(11) (略)			
(12) この基準は 令和 5 年 6 月 8 日 現在のものである。			
3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等			
キキクル等の種類と概要			
種 類	概 要		
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 1 0 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害		

現行計画		修正案		修正理由等
	警戒情報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用		警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。	気象庁の運用にあわせた修正
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>	浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。	
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所から避	洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要と	気象庁の運用にあわせた修正

現行計画		修正案		修正理由等
	難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	気象庁の運用にあ わせた修正
流域雨量指数の 予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	流域雨量指数の 予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	
4～6 （略） 7 記録的短時間大雨情報 大雨警報又は大雨特別警報発表中の市町村において、 <u>キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、</u> 気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 山形県では、100ミリ以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。 8～9 （略） 10 指定河川洪水予報 （1）種類及び発表基準等 国土交通省山形河川国道事務所、又は山形県（村山総合支庁）		4～6 （略） 7 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に <u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に</u> 気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 山形県では、100ミリ以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。 8～9 （略） 10 指定河川洪水予報 （1）種類及び発表基準等 河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難		

現行計画			修正案			修正理由等
と山形地方気象台が共同して、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報で、次の表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。			行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報で <u>ある。最上川上流及び須川下流については国土交通省山形河川国道事務所と山形地方気象台が、須川上流については山形県（村山総合支庁）と山形地方気象台が共同で、</u> 次の表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。			記述の適正化
種 類	標 題	発表基準等	種 類	標 題	発表基準等	
洪水警報	氾濫発生情報 （警戒レベル5相当情報〔洪水〕）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	洪水警報	氾濫発生情報 （警戒レベル5相当情報〔洪水〕）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	記述の適正化
	氾濫危険情報 （警戒レベル4相当情報〔洪水〕）	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に <u>対する</u> 対応を求める段階であり、 <u>避難情報等</u> の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		氾濫危険情報 （警戒レベル4相当情報〔洪水〕）	氾濫危険水位に <u>到達</u> したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、 <u>避難等の氾濫発生への</u> 対応を求める段階であり、 <u>避難指示</u> の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
	氾濫警戒情報 （警戒レベル3相当情報〔洪水〕）	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達したら水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫		氾濫警戒情報 （警戒レベル3相当情報〔洪水〕）	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達したら水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫	

現行計画							修正案							修正理由等		
			危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。							危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。						
洪水注意報		氾濫注意情報 （警戒レベル2相当情報 [洪水]）	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときにに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当。				洪水注意報		氾濫注意情報 （警戒レベル2相当情報 [洪水]）	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときにに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当。						
(2) 予報地点となる河川の水位観測所							(2) 予報地点となる河川の水位観測所							記述の適正化		
所轄事業所名	河川名	観測所	水防団待機水位 （通報水位） [レベル1水位]	氾濫注意水位 （警戒水位） [レベル2水位]	避難判断水位 [レベル3水位]	はん濫危険水位 （危険水位） [レベル4水位]	備考	所轄事業所名	河川名	観測所	水防団待機水位 （通報水位） [レベル1水位]	氾濫注意水位 （警戒水位） [レベル2水位]	避難判断水位 [レベル3水位]		氾濫危険水位 （危険水位） [レベル4水位]	備考
山形河	須川（下流） 馬見ヶ崎	鮎洗	(m) 13.00	(m) 14.00	(m) 15.90	(m) 16.30		山形河	須川（下流） 馬見ヶ崎	鮎洗	(m) 13.00	(m) 14.00	(m) 15.90		(m) 16.30	

現行計画								修正案								修正理由等
川 国 道 事 務 所	川							川 国 道 事 務 所	川							
	最上川 (上流)	糠野目	11. 50	12. 00	12. 90	13. 30	参 考 資 料		最上川 (上流)	糠野目	11. 50	12. 00	12. 90	13. 30	参 考 資 料	
		小 出	11. 50	12. 00	12. 60	12. 80				小 出	11. 50	12. 00	12. 60	12. 80		
		長 崎	12. 80	13. 30	15. 50	15. 80				長 崎	12. 80	13. 30	15. 50	15. 80		
	下 野	13. 30	14. 00	16. 20	16. 70				下 野	13. 30	14. 00	16. 20	16. 70			
山 形 県	須川 (上流)	石堂	1. 10	1. 60	1. 80	2. 10	村 山 総 合 支 庁	山 形 県	須川 (上流)	石堂	1. 10	1. 60	1. 80	2. 10	村 山 総 合 支 庁	
		坂巻	1. 50	2. 50	2. 60	2. 80				坂巻	1. 50	2. 50	2. 60	2. 80		
11 (略)								11 (略)								記述の適正化
第2 予報及び警報等の伝達								第2 予報及び警報等の伝達								
1 気象注意報、警報及び特別警報（以下「 <u>警報等</u> という。」の伝達								1 気象注意報、警報及び特別警報（以下「 <u>警報等</u> という。」の伝達								
(1)～(5) (略)								(1)～(5) (略)								
2 <u>洪水注意報、警報</u> の伝達								2 <u>指定河川洪水予報</u> の伝達								
山形地方气象台、山形河川国道事務所及び関係機関は、別表6の								山形地方气象台、山形河川国道事務所及び関係機関は、別表6の								
系統図により <u>最上川・須川洪水注意報、警報</u> を伝達する。								系統図により <u>最上川上流・須川下流指定河川洪水予報</u> を伝達する。								
3 (略)								3 (略)								
第3 (略)								第3 (略)								

現行計画	修正案	修正理由等
別表5 気象注意報、警報伝達系統図 別表6 最上川・須川洪水注意報、警報伝達系統図 (図略)	別表5 気象注意報、警報伝達系統図 別表6 最上川上流・須川下流指定河川洪水予報伝達系統図 (図略)	山形地方気象台と市のホットラインは、特別警報のみというわけではないので、「特別警報のみ伝達」を削除するもの 組織改編による修正
別表6 最上川・須川洪水注意報、警報伝達系統図 (図略)	別表6 最上川上流・須川下流指定河川洪水予報伝達系統図 (図略)	記述の適正化

山形市地域防災計画新旧対照表 第3章 災害応急対策計画 第9節 避難

【現計画126ページ～】

現行計画		修正案		修正理由等
第9節 避難		第9節 避難		
(略)		(略)		
第1 (略)		第1 (略)		
第2 避難指示等		第2 避難指示等		
1 避難指示等の発令		1 避難指示等の発令		
市は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護するため、5段階の警戒レベルによる、警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）を発令し、市民へ避難を促す。		市は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護するため、5段階の警戒レベルによる、警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）を発令し、市民へ避難を促す。		R4 防災基本計画及び R4 山形県地域防災計画の修正
なお、市民には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても市が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとるように促す。		<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。</u>		
【避難情報と居住者等がとるべき行動】		【避難情報と居住者等がとるべき行動】		
避難情報の種別	居住者等がとるべき行動	避難情報の種別	居住者等がとるべき行動	避難情報に関するガイドラインに基づく記述の適正化
【警戒レベル3】 高齢者等避難	(略)	【警戒レベル5】 緊急安全確保 <u>(山形市長が発令)</u>	<u>【命の危険 直ちに安全確保！】</u> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留	
【警戒レベル4】 避難指示	(略)			

現行計画					修正案					修正理由等			
【警戒レベル５】 緊急安全確保		【災害発生又は切迫】 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。				意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。				避難情報に関するガイドラインに基づく記述の適正化			
					【警戒レベル４】 避難指示 <u>（山形市長が発令）</u>								
					【警戒レベル３】 高齢者等避難 <u>（山形市長が発令）</u>								
					【警戒レベル２】 <u>大雨・洪水注意報</u> <u>（気象庁が発表）</u>				【自らの避難行動を確認】 <u>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急退避場所や避難経路、避難タイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</u>				
					【警戒レベル１】 <u>早期注意情報</u> <u>（気象庁が発表）</u>				【災害への心構えを高める】 <u>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</u>				
注１（略）													
注２（略）													
【警戒レベルと防災気象情報の関係】													
警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断の参考となる情報 （警戒レベル相当情報）			警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断の参考となる情報 （警戒レベル相当情報）				
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報			避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報		
			水位情報がある場合	水位情報がない場合					水位情報がある場合	水位情報がない場合			

現行計画						修正案						修正理由等
警戒 レベル 1	災害への心構えを高める	早期注意情報				警戒 レベル 5	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報	<u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が災害切迫（黒）大雨特別警報（浸水害）注1</u>	<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が災害切迫（黒）大雨特別警報（土砂災害）</u>	避難情報に関するガイドラインに基づく記述の適正化
警戒 レベル 2	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意情報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布が注意（黄色）	土砂災害の危険度分布が注意（黄色）							
警戒 レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報	洪水警報の危険度分布が警戒（赤）洪水警報	大雨警報（土砂災害）の危険度分布が警戒（赤）大雨警報（土砂災害）							
警戒 レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布が非常に危険（うす紫）	大雨警報（土砂災害）の危険度分布が非常に危険（うす紫）土砂災害警戒情報	警戒 レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報	<u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が危険（紫）</u>	<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が危険（紫）土砂災害警戒情報</u>	
						警戒 レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報	<u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が警戒（赤）洪水警報</u>	<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が警戒（赤）大雨警報（土砂</u>	
警戒 レベル 5	命の危険直ちに安全確保	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）注1	大雨特別警報（土砂災害）							

現行計画			修正案			修正理由等
(2) 洪水等の発令基準			(2) 洪水等の発令基準			避難情報に関する ガイドラインに基 づく記述の適正化
区分	基準	対象区域等	区分	基準	対象区域等	
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	(略)	洪水予報河川に 係る警戒が必要 な浸水想定区域	【警戒レベル 5】 緊急安全確保	(略)	洪水予報河川に 係る警戒が必要 な浸水想定区域	
	1：山形市内にある水位周知 河川の観測所に定められ た避難判断水位（レベル 3水位）に到達した場合 2：水位周知河川の水位が一 定の水位を超えた状態 で、次の①～③のいずれ かにより、急激な水位上 昇のおそれがある場合 ①河川上流の水位観測所 の水位が急激に上昇し ている場合 ②洪水警報の危険度分布 で「警戒（赤）」が出現 した場合（流域雨量指 数の予測値が洪水警報 基準に到達する場合） ③河川上流で大量又は強 い降雨が見込まれる場 合 3：堤防に軽微な漏水・侵食 等が発見された場合 4：警戒レベル3 高齢者等避難 の発令が必要となるよう な強い降雨を伴う前線や台 風等が、夜間から明け方に 接近・通過することが予想 される場合（夕刻時点で発	水位周知河川に 係る警戒が必要 な浸水想定区域				

現行計画				修正案				修正理由等
		令)			できた場合)			
		(略)	洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域		(略)	洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域		
【警戒レベル4】 避難指示		1：水位周知河川の観測所に定められた氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合（又は山形市内の個別に定めた危険水位に到達したと確認された場合）	水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域	【警戒レベル4】 避難指示	1：水位周知河川の観測所に定められた氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合（又は山形市内の個別に定めた危険水位に到達したと確認された場合）	水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域	避難情報に関するガイドラインに基づく記述の適正化	
		2：水位周知河川の観測所に定められた水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①河川上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「 <u>非常に危険（うす紫）</u> 」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：蔵王ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5：警戒レベル4 避難指示の			2：水位周知河川の観測所に定められた水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①河川上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」 が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：蔵王ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5：警戒レベル4 避難指示の			

現行計画			修正案			修正理由等
	発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）			発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）		
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(略)	洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域	【警戒レベル3】高齢者等避難	(略)	洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域	
	1：水位周知河川の観測所に定められた氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発	水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域		1：山形市内にある水位周知河川の観測所に定められた避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 2：水位周知河川の水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①河川上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予	水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域	避難情報に関するガイドラインに基づく記述の適正化

現行計画			修正案				修正理由等
	レベル 3 相当情報[土砂災害]となった場合 (※大雨警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル 3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと) 2 : 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 : 警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル 3 相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)	する地区の土砂災害警戒区域		(※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) 2 : 土砂キキクル(土砂災害の危険度分布)で「災害切迫(黒)(警戒レベル 5 相当情報「土砂災害」となった場合 (災害発生を確認) 3 : 土砂災害の発生が確認された場合			避難情報に関するガイドラインに基づく記述の適正化
【警戒レベル 4】 避難指示	1 : 土砂災害警戒情報(警戒レベル 4 相当情報[土砂災害])が発表された場合 (※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル 4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)	原則として、気象庁及び県が提供するメッシュ情報にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域	【警戒レベル 4】 避難指示	1 : 土砂災害警戒情報(警戒レベル 4 相当情報[土砂災害])が発表された場合 (※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル 4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと) 2 : 土砂キキクル(土砂災害の危険度分布)で「危険(紫)」(警戒レベル 4 相当情報[土砂災害])となった場合 3 : 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4 : 警戒レベル 4 避難指示の	原則として、気象庁及び県が提供するメッシュ情報にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域		避難情報に関するガイドラインに基づく記述の適正化

現行計画			修正案			修正理由等
	2：土砂災害の危険度分布で「<u>非常に危険（薄い紫）</u>」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合			発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合		避難情報に関するガイドラインに基づく記述の適正化
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 （※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞込むこと）	市の区域の土砂災害警戒区域	【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、<u>土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）</u>が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞込むこと） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明	原則として、気象庁及び県が提供するメッシュ情報にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域	

現行計画			修正案			修正理由等
	(災害発生を確認) 2：土砂災害の発生が確認された場合			け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）		
※ （略） ※ 大雨特別警報（土砂災害）の発表時は、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、既に発令した避難指示の対象範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置の内容を再度確認する。 ※ （略） (4)～(5) （略） 第3～4 （略） 第5 避難受入計画 市は、避難者を受入れる場合は、本章第2－1節に基づき市避難所を開設するとともに、次に掲げる措置を行うものとする。 1～9 （略） 10 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対策 (1) （略） (2) 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。			※ （略） ※ 大雨特別警報（土砂災害）の発表時は、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、既に発令した避難指示等対象範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置の内容を再度確認する。 ※ （略） (4)～(5) （略） 第3～4 （略） 第5 避難受入計画 市は、避難者を受入れる場合は、本章第2－1節に基づき市避難所を開設するとともに、次に掲げる措置を行うものとする。 1～9 （略） 10 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対策 (1) （略） (2) 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制や十分な換気など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。			R3 防災基本計画及び R3 山形県地域防災計画の修正

現行計画	修正案	修正理由等
(3)～(4) (略) 11 新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等への対応 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当課との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当部課との連携のもと、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 第6～第7 (略)	(3)～(4) (略) 11 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等への対応 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当課との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当部課との連携のもと、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 第6～第7 (略)	R3 防災基本計画及び R3 山形県地域防災計画の修正

山形市地域防災計画新旧対照表 第3章 災害応急対策計画 第13節 救出・救助

【現計画150ページ】

現行計画	修正案	修正理由等
第13節 救出・救助 (略) 第1 (略) 第2 <u>救助隊</u>の編成 災害のため救出を必要とする者が生じた場合において、消防長は、消防職員をもって災害の規模に応じ、<u>救助隊</u>を直ちに編成するものとする。 第3 救出の方法 1 救出に際しては、消防本部の<u>救助隊</u>を中心として、消防団、警察等関係機関の協力を得て実施するものとする。 2～4 (略)	第13節 救出・救助 (略) 第1 (略) 第2 <u>消防部隊</u>の編成 災害のため救出を必要とする者が生じた場合において、消防長は、消防職員をもって災害の規模に応じ、<u>消防部隊</u>を直ちに編成するものとする。 第3 救出の方法 1 救出に際しては、消防本部の<u>消防部隊</u>を中心として、消防団、警察等関係機関の協力を得て実施するものとする。 2～4 (略)	担当する部隊を適正表記に修正。

山形市地域防災計画新旧対照表 第3章 災害応急対策計画 第20節 応急輸送

【現計画165ページ】

現行計画	修正案	修正理由等
第20節 応急輸送 (略) 第1 輸送車両の調達 (略) 1～4 (略) 第2～第4 (略)	第20節 応急輸送 (略) 第1 輸送車両の調達 (略) 1～4 (略) <u>5 軽貨物（協定により「赤帽山形県軽自動車運送協同組合」より 借上げる。）</u> 第2～第4 (略)	災害時における物資の輸送に関する協定により修正

山形市地域防災計画新旧対照表 第3章 災害応急対策計画 第30節 相互応援

【現計画190ページ】

現行計画	修正案	修正理由等
第30節 相互応援 (略) 第1、第2 (略) 第3 各団体からの応援の活動拠点 各団体からの応援の活動拠点は、国際交流プラザ及び道の駅「(仮称) <u>蔵王</u>」とする。	第30節 相互応援 (略) 第1、第2 (略) 第3 各団体からの応援の活動拠点 各団体からの応援の活動拠点は、国際交流プラザ及び<u>道の駅やまが た蔵王</u>とする。	施設の正式名称の 決定に伴う修正。

山形市地域防災計画新旧対照表 第3章 災害応急対策計画 第31節 自衛隊の派遣要請

【現計画192ページ】

現行計画	修正案	修正理由等
第31節 自衛隊の派遣要請 (略) 第1 (略) 第2 受入れ体制 市長（本部長）は、派遣された自衛隊が直ちに効果的な災害救助活動が実施できるように、次により受入れ体制を整えるものとする。 (1)他の団体の作業と重複しないように作業計画を樹立する。 (2)国際交流プラザ及び道の駅「(仮称)蔵王」を活動拠点とする。 (3)連絡所を設け、誘導者を配置する。 (4)宿舎を確保する。 (5)必要な資器材を準備する。 (6)食料、燃料を確保する。(携帯したもので間に合う場合は除く。) 第3～第6 (略)	第31節 自衛隊の派遣要請 (略) 第1 (略) 第2 受入れ体制 市長（本部長）は、派遣された自衛隊が直ちに効果的な災害救助活動が実施できるように、次により受入れ体制を整えるものとする。 (1)他の団体の作業と重複しないように作業計画を樹立する。 (2)国際交流プラザ及び道の駅やまがた蔵王を活動拠点とする。 (3)連絡所を設け、誘導者を配置する。 (4)宿舎を確保する。 (5)必要な資器材を準備する。 (6)食料、燃料を確保する。(携帯したもので間に合う場合は除く。) 第3～第6 (略)	施設の正式名称の決定に伴う修正。

山形市地域防災計画新旧対照表 第3章 災害応急対策計画 第32節 災害救助法による救助

【現計画195ページ】

現行計画	修正案	修正理由等
第32節 災害救助法による救助 (略) 第1 (略) 第2 災害救助法の適用 1 基準 災害救助法は、市町村の人口に応じた一定の基準に達したときに適用されるもので本市における適用基準は次のとおりである。<u>(平成12年国勢調査時点)</u> (1)～(4) (略) 2 (略) 第3～第5 (略)	第32節 災害救助法による救助 (略) 第1 (略) 第2 災害救助法の適用 1 基準 災害救助法は、市町村の人口に応じた一定の基準に達したときに適用されるもので本市における適用基準は次のとおりである。<u>(令和2年国勢調査時点)</u> (1)～(4) (略) 2 (略) 第3～第5 (略)	データの時点修正

山形市地域防災計画新旧対照表 第4章 災害応急対策計画 第3節 被災者の生活安定対策

【現計画206ページ】

現行計画	修正案	修正理由等
第3節 被災者の生活安定対策 (略) 第1～3 (略) 第4 その他の援助 1～2 (略)	第3節 被災者の生活安定対策 (略) 第1～3 (略) 第4 被災者生活再建支援金の支給 1 被災者生活再建支援法による支援金 <u>被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活の開始を支援するため、被災者再建支援金の支給を行う（支給事務については、都道府県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）が行う。）。</u> <u>市は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。</u> 2 山形県・市町村による独自の支援金 <u>支援法が適用されない中規模半壊以上の世帯の生活の早期再建を支援し、生活の安定に資するため、県と市町村が連携して、生活再建のための支援金を支給する</u> 第5 その他の援助 1～2 (略)	被災者生活再生支援金の支給に伴う修正